

様式第 1 号（第 2 条関係） 2 枚複写の 1

		整理番号	
公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告書（提出用）			
		年 月 日	
遠軽町長 様		受益者住所 （代表者）氏名 ㊟	
遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申告します。			
建築物の所在地		建築物の種類	住宅 事務所 店舗 旅館・ホテル
		○をつけてく ださい。	倉庫 病院 その他（ ）
建築物の所有者	住所 (フリガナ) 氏名	㊟	
土地所有者承諾印	住所 (フリガナ) 氏名	㊟	
摘要	注意事項 建築物等の所有確認のため、関係書類を閲覧することについて、この申請をもって同意したものとします。		

- ※ ① 申請者は、整理番号以外の該当するところはすべて記入願います。
 ② 受益者が建築物の所有者・土地所有者でない場合は、所有者の承諾印が必要です。

様式第1号（第2条関係）2枚複写の2

	整理番号
<p>公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告書（控用）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>遠軽町長 様</p> <p style="text-align: right;">受益者住所 (代表者) 氏名 ㊟</p> <p>遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金条例第2条第2項の規定により、次のとおり申告します。</p>	
建築物の所在地	建築物の種類 ○をつけてください。 住宅 事務所 店舗 旅館・ホテル 倉庫 病院 その他（ ）
建築物の所有者	住所 (フリガナ) 氏名 ㊟
土地所有者承諾印	住所 (フリガナ) 氏名 ㊟
摘要	注意事項 建築物等の所有確認のため、関係書類を閲覧することについて、この申請をもって同意したものとします。

- ※ ① 申請者は、整理番号以外の該当するところはすべて記入願います。
 ② 受益者が建築物の所有者・土地所有者でない場合は、所有者の承諾印が必要です。
 ③ 裏面に注意事項がありますので、ご参考にしてください。

遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告書（控え用）の裏面

遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告について

- 1 この申告書は、受益者（建物の所有者及び権利者）となられる方に提出していただきます。
- 2 「遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金」の減免を受けようとする場合は、遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者分担金減免申請書（様式第3号。以下「減免申請書」という。）の提出が必要です。
減免を受けられる場合は、
 - (1) 生活保護法による生活扶助を受けている方又はこれに準じると認められる方
 - (2) その状況により、特に分担金の減免が必要と認められる方上記に該当される方については、減免申請書を提出してください。
- 3 記載に当たっての注意事項
 - (1) 建築物の所有者と土地の所有者が同じであり、当該受益者（分担金納入者）となる場合
受益者及び建築物の所有者の欄に署名、押印をして提出してください。
 - (2) 建築物の所有者と受益者（分担金納入者）が同じであり、土地の所有者が異なる場合
受益者及び建築物の所有者の欄に署名、押印をし、土地所有者承諾印の欄に土地所有者の方に署名、押印していただき提出してください。
 - (3) 建築物の所有者と受益者（分担金納入者）更には土地の所有者すべてが異なる場合
受益者の欄に署名、押印をし、建築物の所有者欄、土地所有者承諾印欄には、それぞれの権利者の方々に署名、押印していただき提出してください。
 - (4) 建築物及び土地の所有者が共有であるときは、代表者1名が建築物の所有者及び土地所有者承諾印の欄に署名、押印をし、その他の共有者は、摘要欄に署名、押印をしてください。
事務処理のため氏名には必ずフリガナを付けてください。
- 4 遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告書の提出がない場合は、遠軽町公共下水道条例（平成17年遠軽町条例第177号）第6条の確認が受けられず、排水設備等を公共ますに接続することができないこととなりますので、必ず申告してください。
- 5 遠軽町公共下水道丸瀬布処理区及び白滝処理区受益者申告書について不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせください。

遠軽町丸瀬布中町115番地2
遠軽町役場経済部丸瀬布事業課
（電話 01584-7-2211）

又は
遠軽町白滝138番地1
遠軽町役場経済部白滝事業課
（電話 01584-8-2211）